

京都市地域医療構想調整会議の議事概要

- 1 開催日程 令和6年3月14日（木）16時30分～18時00分
- 2 開催方法 web 会議
- 3 出席者 出席者名簿を参照
- 4 議事の概要

【報告事項（公開案件）】

（1）京都府保健医療計画の改定（最終案）について

事務局から資料1に基づき説明。

〈主な意見〉

- ▶ 意見なし

（2）医師の働き方改革にかかる特例水準の指定

事務局から資料2に基づき説明。

〈主な意見〉

- ▶ 意見なし

（3）病院の移転について

事務局から資料3に基づき説明。

〈主な意見〉

- ▶ 意見なし

（4）地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業の概要

事務局から資料4に基づき説明。

〈主な意見〉

- ▶ 意見なし

【協議事項（公開案件）】

（5）京都府地域包括ケア構想について

事務局から資料5-1～5-3に基づき説明。

〈主な意見〉

地域医療構想は京都の医療を守ることが重要であり、京都の現状を把握し、進めることが重要である。

▶ 京都私立病院協会（武田副会長）

診療報酬改定で、急性期一般入院基本料のうち、いわゆる7対1の算定ハードルが上がった。おそらくこの入院料が維持できない場合に、地域包括医療病棟と呼ばれる新しい入院料に移行する病院が一定数いるのではないかと。そして、この地域包括医療病棟は回復期となると思う。診療報酬改定の適用は令和6年6月以降になるため、6月以降に急性期と回復期の間で大きな変動があると思う。その辺りを踏まえ、今一度調査を実施することなどを検討いただきたい。

▶ 事務局

直近で複数の病院からも同様の質問をいただいている。この地域包括医療病棟を急性期又は回復期のどちらで見るといったところが、京都府としても明確にする必要があると思っている。また、本件は京都方式（病床機能報告における定量的な基準）の算定方法にも関わるため、関係機関とも協議しながら見直しを検討したいと考える。

▶ 京都私立病院協会（清水会長）

いわゆる回復期といってもこの中に軽度な急性期と回復期リハビリテーションが含まれており、定義が大雑把となっている。国の集計上でのカウントではこのような定義でもよいかもわからないが、京都府としては現実に医療機関がどのような医療機能を担うのかを把握し、京都の医療体制を守っていくことが重要ではないかと考える。

▶ 京都府医師会（松井会長）

資料 5-1 のグラフについて、例えば京都府は回復期機能を定量的に判断する基準として京都方式（病床機能報告における定量的な基準）を作り、それに基づき判断していたと思うが、この回復期16%（4620床）は京都方式（病床機能報告における定量的な基準）を考慮した上での病床数か。それとも各医療機関の病床機能報告に基づいた病床数か。

▶ 事務局

各医療機関から病床機能報告により報告された病床数となっている。京都府としては、医療機関へ京都方式（病床機能報告における定量的な基準）に基づき報告を求めているところだが、最終的には医療機関の判断で報告されており、その病床数が回復期4620床となっている。

▶ 京都府医師会（松井会長）

京都方式（病床機能報告における定量的な基準）の基準が具体的に示されていたと思うが、例えば京都府で読み替えて算定をするなどの試みはしているか。

また、京都府で算定すると回復期は何%ぐらいになるか。

▶ 事務局

本府で京都方式（病床機能報告における定量的な基準）を適用した病床数は示しているが、医療機関が病床機能報告として報告いただく病床数はあくまでも医療機関の判断で報告される。

また、国推計では回復期の必要病床数は28%となっているが、京都方式（病床機能報告における定量的な基準）での算定結果では、ほとんど国推計と同数程度となる。

▶ 京都府医師会（松井会長）

病気というのは、急性期、回復期、慢性期と一概に区切ることができない領域もあるが、京都方式（病床機能報告における定量的な基準）に基づき病床機能報告をすることで、京都府内においては地域医療構想を達成できる解釈していいのか。

▶ 事務局

元々、京都方式（病床機能報告における定量的な基準）を策定するにあたり、より実際の医療機能に近づけるため、医療・看護必要度を考慮して策定しており、これは国推計の目標を達成できる試算となっている。しかし、病床機能報告は各医療機関が任意の病床機能で国に報告することが可能な制度であるため、本府としては京都方式（病床機能報告における定量的な基準）に基づき病床機能報告をお願いしている。

▶ 京都府医師会（松井会長）

申し上げたいのは、国の基準も大事だが、結局は京都の医療を守ることが非常に重要である。国の基準ばかりを重視すると、京都の医療は極めて使い勝手が悪くなる。不足する機能への議論ばかりに注目が集まるが、そもそも実際の医療提供体制に支障をきたさないようにしなければならず、地域医療構想も各都道府県の事情をかなり考慮するようになってきている。機能別の病床数ばかりを杓子定規に考えてしまうと、地域の医療提供体制に支障をきたすことにつながってしまう。地域医療構想は、行政として京都の現状を把握してきちんと認識し、責任を持って進めていただきたい。

▶ 京都府歯科医師会（嶋村常務理事）

地域医療構想や医師の働き方改革に関することだが、歯科医師の病診連携という観点からも病院歯科の外来診療がこの規制によって診療時間が縛られてきているという現状がある。当直をした場合は 9 時間のインターバルを空けないと翌日に外来診療ができない。規制が足かせになっているということと病診連携がうまく作用してない現状がある。医師等の働き方改革という文言も、医師・歯科医師等の働き方改革というような文言にも変えてほしいと思う。実体に即して、地域医療提供体制の中で病院歯科がうまく機能するように配慮をお願いしたいと思っている。

▶ 事務局

京都府保健医療計画の中でも、病院歯科医師の働き方を推進し、働きやすい職場環境を整備するなどの内容を盛り込んでいる。関係機関等と相談して進めていければと思う。

▶ 京都府薬剤師会（夏日常務理事）

病院薬剤師の確保について、新卒の薬剤師の就職活動を分析してみると、やはり病棟薬剤業務の実施加算 1 の取得の有無というのが選択の 一つになっている。この加算を取っていない状態だと医師のタスクシフトを担うマンパワー不足につながる。特定機能病院や基幹病院もちろんだが、100 床程度の小規模の病院においても加算を取っていただき、医師のタスクシフトを手助けし、働き方改革に進む行動をとりたいと思っている。

(6) 外来医療における紹介受診重点医療機関の現況確認及び公表について

事務局から資料6に基づき説明。

事務局案が承認される。(公表継続及び新規公表が認められる。)

〈主な意見〉

- ▶ 意見なし

【協議事項（非公開案件）】

(7) 地域医療連携推進法人の設立について

- ▶ 件数：1件
- ▶ 法人名：一般社団法人 Just2Ys League(ジャスティス リーグ)
- ▶ 法人の設立について、医療審議会で諮ることについて同意された。